

# 「ゆめぴりか」ブランドを守るため 採種圃産種子を使いましょう

～「自家増殖種子」の販売・譲渡は種苗法違反です！！

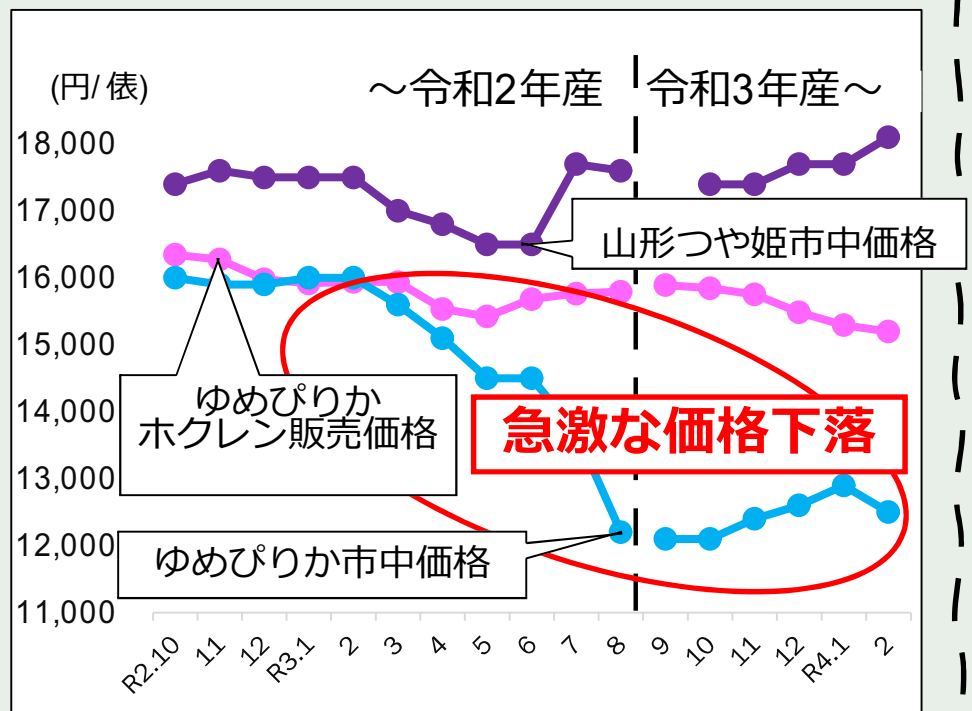
～「自家増殖種子」の自家使用は違法ではありませんが、ブランドを守るため採種圃産種子の使用にご協力ください！！

・令和3年途中より「ゆめぴりか」の市中価格が急落しており、ブランドの崩壊に繋がりがかねない事態です。

※販売価格の推移（右グラフ）を参照。

・道農政部による調査結果から、計画を大幅に上回る作付が確認されており、その要因として自家増殖種子や、出所の不確かな種子が使用されている可能性があります。

※「北海道米の新たなブランド形成協議会」調査結果より。



業者などから出所の不確かな種子の話を持ちかけられた場合は、種苗法違反の恐れがありますので絶対に購入・譲受しないでください。  
もちろん自ら増殖した種子の他農家への販売・譲渡も違法です。

※違反した際の罰則：個人＝10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、法人＝3億円以下の罰金

自ら増殖した種子を自ら使用するのは違法ではありませんが、「ゆめぴりか」ブランドを守るため採種圃産種子の使用にご理解・ご協力をお願いいたします。

※山形「つや姫」や岩手「銀河のしずく」「金色の風」といったブランド品種は、そのブランド価値を守るため自家増殖自体を禁止しています。

令和4年3月

北海道米の新たなブランド形成協議会／北海道／JA／ホクレン／北海道農産物集荷協同組合